

名古屋市達第27号

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前				改 正 後			
別表第 1（区役所共通代決権限事項） 財務関係				別表第 1（区役所共通代決権限事項） 財務関係			
	区長	部長	課長		区長	部長	課長
	(略)				(略)		
3	(略)	(略)	1 件 <u>60</u> 万円以下の公有財産の売払いの決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。	3	(略)	(略)	1 件 <u>100</u> 万円以下の公有財産の売払いの決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
4	(略)	(略)	1 件 <u>180</u> 万円以下の物品の買入	4	(略)	(略)	1 件 <u>300</u> 万円以下の物品の買入

			れの決定に関する こと。ただし、予 定価格が 10万円以 上の場合 にあって は、企画 経理課長 に合議し なければ なら ない。
(略)			
10	(略)	(略)	賃借料 の年額又 は総額が <u>120</u> 万円 以下の財 産の借入 れの決定 に関する こと。た だし、予 定価格が 10万円以 上の場合 にあって は、企画 経理課長 に合議し なければ なら ない。
(略)			
12	(略)	(略)	1 件 <u>180</u> 万円 以下の印 刷及び修 繕等の請 負の決定 に関する

			れの決定に関する こと。た だし、予 定価格が 10万円以 上の場合 にあって は、企画 経理課長 に合議し なければ なら ない。
(略)			
10	(略)	(略)	賃借料 の年額又 は総額が <u>150</u> 万円 以下の財 産の借入 れの決定 に関する こと。た だし、予 定価格が 10万円以 上の場合 にあって は、企画 経理課長 に合議し なければ なら ない。
(略)			
12	(略)	(略)	1 件 <u>200</u> 万円 以下の印 刷及び修 繕等の請 負の決定 に関する

			こと。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつては、企画経理課長に合議しなければならない。
13	(略)	(略)	1 件 <u>180万円</u> 以下の委託及び受託の決定に関する こと。ただし、企画経理課長に合議 しなければならない。
(略)			

			こと。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつては、企画経理課長に合議しなければならない。
13	(略)	(略)	1 件 <u>200万円</u> 以下の委託及び受託の決定に関する こと。ただし、企画経理課長に合議 なければならない。
(略)			

別表第 2 (個別代決権限事項)

(略)	
環境薬務 課長	(略)
	16 (略)
	17 (略)
	~
	26
(略)	

別表第 2 (個別代決権限事項)

(略)	
環境薬務 課長	(略)
	16 (略)
	17 <u>厚生労働省関係国家 戦略特別区域法第26条 に規定する政令等規制 事業に係る省令の特例 に関する措置を定める 命令第2条第1項によ る対象業務の実施に関 する事項の確認に関す ること。</u>
	18 (略)
	~
	27
(略)	

別表第3（区長及び社会福祉事務所長の権限に係る代決権限事項）

(略)		
課長	(略)	
	7	(略)
(略)		
民生子ども課長	(略)	
	4	子ども・子育て支援法第23条による教育・保育給付認定の変更及び第30条の8による施設等利用給付認定の変更に関すること。
	5	子ども・子育て支援法第24条による教育・保育給付認定の取消し及び第30条の9による施設等利用給付認定の取消しに関すること。
	(略)	
(略)		

別表第4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

保健センター所長	(略)	
	23	名古屋市旅館業法等施行細則第15条による勧告に関すること。
(略)		
課長	(略)	
	3	(略)
(略)		

別表第3（区長及び社会福祉事務所長の権限に係る代決権限事項）

(略)		
課長	(略)	
	7	(略)
	8	既発行証書類の再交付又は書換交付に関すること。
(略)		
民生子ども課長	(略)	
	4	子ども・子育て支援法第23条による教育・保育給付認定の変更、第30条の8による施設等利用給付認定の変更及び第30条の17による乳児等支援給付認定の変更に関すること。
	5	子ども・子育て支援法第24条による教育・保育給付認定の取消し、第30条の9による施設等利用給付認定の取消し及び第30条の18による乳児等支援給付認定の取消しに関すること。
	(略)	
(略)		

別表第4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

保健センター所長	(略)	
	23	名古屋市旅館業法の施行等に関する条例第12条による勧告に関すること。
(略)		
課長	(略)	
	3	(略)
	4	既発行証書類の再交付又は書換交付に関すること。
(略)		

健康安全 課長	(略)	健康安全 課長	(略)
		担当課長 (保健福 祉業務オ ンライン 申請等事 務処理セ ンター)	1 狂犬病予防法第4条 による犬の登録に關す ること。

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。